平成２１年（フ）第１２０９号
熊本県宇城市不知火町御領243番地２
破産者　本田　智久
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８６号
熊本市高平２丁目14番18号、開始決定時の住所熊本市梶尾町1107番地102
破産者　曽根原寿夫
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７号
熊本市高平２丁目14番18号、開始決定時の住所熊本市梶尾町1107番地102
破産者　曽根原友美
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９９８号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目７番15号　宝塚寮242、開始決定時の住所熊本市帯山７丁目６番10―502号
破産者　青木　忠則
異議申述期間　平成23年２月15日まで
平成22年12月８日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０号
栃木県宇都宮市長岡町384番地４
清算株式会社　株式会社エヌケーコーポレーション
代表清算人　野中　耕一
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２１１５号
東京都品川区東品川１丁目２番５号
清算株式会社　株式会社クロススタッフ
代表清算人　田代　憲利
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３３号
北海道石狩市花川北４条３丁目５番地２
清算株式会社　株式会社北陽商事
代表清算人　牧野　　諭
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（ヒ）第１００２号
山形県尾花沢市横町２丁目２番45号
清算株式会社　堀井建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第２０６７号
東京都新宿区北新宿４丁目12番７号
清算株式会社　株式会社新星青果流通センター
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第２号
神戸市中央区波止場町５番４号
再生債務者　株式会社Ｋｉｓｓ－ＦＭ　ＫＯＢＥ
特別調査期間　平成22年12月22日から平成22年12月28日まで
平成22年12月６日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第５号
札幌市白石区平和通17丁目北14番15号
再生債務者　大澤　照道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月３日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年12月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第６号
札幌市白石区平和通17丁目北14番15号
再生債務者　大澤　千草
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月３日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年12月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第４号
石川県金沢市糸田１丁目181番地
再生債務者　株式会社天とてん
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年12月６日　　金沢地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号
長野県松本市野溝木工１丁目２番10号
再生債務者　高崎建設工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年12月７日　長野地方裁判所松本支部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
長野県岡谷市若宮２丁目５番58号
再生債務者　有限会社都波岐精工
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年12月７日　長野地方裁判所諏訪支部

再生手続廃止

平成１９年（再）第９号
横浜市緑区三保町1863番地
再生債務者　太陽建設株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年12月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第５号
石川県金沢市糸田１丁目181番地
再生債務者　司辻　哲雄
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成22年12月６日　　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１６５号
埼玉県川越市大字府川806番地24
再生債務者　磯部　祐紀
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１７１号
埼玉県所沢市並木２丁目１番地２―706
再生債務者　蘇畑　千春
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１９９号
埼玉県所沢市宮本町１丁目11番21号
再生債務者　宮内　正臣
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月７日から平成23年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第３１４号
千葉市中央区村田町89番地21
再生債務者　石川　博規
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月７日から平成23年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係